

民事判決情報データベース化検討会

第14回会議議事録

第1 日時 令和6年1月26日（金） 自 午前9時
至 正午

第2 場所 オンライン開催

第3 議事

- 1 開会
- 2 取りまとめに向けた議論
- 3 次回以降の議事、日時等の説明
- 4 閉会

議 事

山本座長：

皆さんおはようございます。それでは定刻となりましたので、民事判決情報データベース化検討会第14回の会議を開会したいと思います。

本日も御多用の中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は御欠席の委員については特段承っておりませんので、早速議事に入りたいと思いますが、議事に入ります前に、配布資料等について事務局の方から確認をお願いいたします。

事務局：

事務局の石田でございます。資料の確認をさせていただきます。資料1は事務局作成資料でございます。前回の会議資料につきまして、会議で頂いた御意見及び本日までの間に個別に頂いた御意見に基づく追記をいたしまして、報告書の素案として作成したものでございます。なお、前回の会議資料から変更した点に下線を付しております。資料の詳細は議事の中で御説明いたします。また、会議用資料として次回以降の日程等について記載したものを配付させていただいております。資料の確認は以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、本日の議事に入りたいと思います。本日は、次に御説明いただく資料1として示された報告書の素案につきまして、できればこの検討会において事務の取りまとめをお願いして、この後にすることになるパブリックコメントの手続に入りたいということですので、審議としては2段階で行いたいと思っております。すなわち、第1段階としてはこの報告書の素案を確定するために、この報告書についてこう変えてほしいという修文等の御意見を頂き、それについて御審議をした上で、第2段階としてはその修文には及ばないものの議事録に留めておきたいという御意見等を伺うという形で、少し分けて進めたいというふうに考えているところであります。まずは事務局から資料1についての御説明をお願いいたします。

事務局：

事務局の石田です。資料1を御覧いただけますでしょうか。資料1につき前回の会議資料からの変更点の主要な部分について御説明をさせていただきます。

まず9ページを御覧ください。第4の1(2)になります。ここに「念頭に置く情報の流れ」という項目を追記しております。こちらは、前回の会議において「この報告書を初めて読まれる方にも情報の流れが分かりやすいようにした方がよいのではないか」といった御意見を頂きましたので、追記したものでございます。併せて、追記に当たりまして「訴訟の当事者から民事裁判情報の利用者に至るまでの情報の流れをイメージ図で示した方がよいのではないか」という御意見を頂きましたので、事務局において図を作成して入れております。10ページを御覧いただければと思います。

続きまして、17ページを御覧ください。こちらは第5の2「適切な仮名処理の在り方」という部分です。いくつか修正をしております。まず(1)に「第一次的な処理の基

準」という用語を用いております。これまで本検討会において頂いた御意見を基に「デフォルトルール」という用語を用いておりましたが、その意味合いにつきまして、事務局としましては、17 ページの脚注の 10 にありますとおり、利用者の申出によることなく情報管理機関が第一次的な処理として行う仮名処理のルールという意味合いを念頭に置いておりました。この点について、デフォルトルールという用語を用いた場合、情報管理機関が第一次的な処理として行う仮名処理のルールにおいても原則と例外の 2 段階があり得るかのような誤解を招きかねず、第一次的な処理の基準という言い方をする等、用語を整理した方がよいのではないかという御意見を頂きましたので、このような形に変更をしております。

続きまして、同じ 17 ページの(1)のア等に記載しておりますが、個人の氏名のうち、仮名処理の対象外とするものについて、訴訟において国を代表するもの、すなわち法務大臣の氏名を追記しております。前回の会議において「訴訟において国を代表する法務大臣の氏名については仮名処理の対象外とするのが適切ではないか」との御意見を頂きましたので、追記したものでございます。

続きまして、18 ページを御覧ください。適切な仮名処理の在り方に関連して、(1)のウにおいて、情報管理機関が仮名処理の具体的な基準を策定するに当たっての留意事項及び運用開始後の見直しに向けた留意事項を記載しております。詳細は後に出てきます(6)の部分で御説明させていただきます。

続きまして、18 ページから 19 ページにかけての(2)の部分になります。検討の視点ということで整理をしております。前回の会議において、適切な仮名処理の在り方に関する基本的な考え方の整理としまして、一つは情報の内容・性質から見て仮名処理が必要かどうかという考え方、二つ目には、情報の内容・性質それ自体から見れば仮名処理をすべきではないものの、それに当たるかどうかの判断をするに当たって、情報管理機関が容易に知り得る情報の範囲に基づいて仮名処理の要否を判断することが可能かどうか、判断にぶれが生じる可能性はないかという考え方、三つ目には、情報管理機関の担い手が確定しない現段階の議論としては、事業開始の時点でどこまでの水準を求めるのかという考え方があるのではないかという御示唆を頂きました。このような基本的な考え方を示すためウの項を追記し、記載を整序したということになります。

続きまして、22 ページから 23 ページにかけての部分の(3)のウというところを御覧ください。ここは生年月日についての記載になります。従前から方針の変更はございませんが、前回の会議で頂いた御意見等を踏まえまして、若干追記をしております。

続きまして 26 ページ、(6)というところです。新たに設けました項目で、仮名処理基準の策定及び運用に当たっての留意事項を記載しております。まず、アの項目において、実際の仮名処理基準は技術的・細目的なものとなることが想定され、また、情報管理機関において利用者の意見等を踏まえた工夫の余地もあるということから、仮名処理基準は法令によるのではなく、情報管理機関の業務規程等に設けるのが適切ではないか

という点を記載しております。これにつきましては、この報告書の後述、具体的には44ページ以下の第5の6に記載しておりますとおり、情報管理機関の業務規程につきまして認可等の形で監督官庁が関与するということを想定しております。それを前提に、業務規程に基準を設けるのがよいのではないかと記載しております。そのため、本検討会におきましても具体的な仮名処理の基準について確定的な取りまとめを頂くというよりは、情報管理機関がその創意工夫に基づいて仮名処理基準を策定するにあたって、その参考となるような御意見をお示しいただき、この報告書に留めることが適切ではないかと考えております。

そういった観点から、イの項目とウの項目に前回会議において頂いた御意見、あるいはこの間に個別に頂いた御意見というのを追記しております。イの項目、基準の策定に当たりましては、この検討会において「一定の裁量的判断を可能とするような基準とするのが望ましいのではないか」という御意見を頂いており、これを踏まえまして、方向性としては一定の裁量的判断を可能とするような基準とすることが考えられるという形で示しております。もっとも、この点については懸念があるといった御意見も頂いたところかと思いますので、両論を併記する形で記載をしております。

それから、ウの項目では、先ほど御説明した基本的な考え方の整理とも関連しているところがございますが、情報管理機関においてはこの制度の運用開始後においても仮名処理に要するコストを含めた運用状況あるいは利用者の意見を斟酌しつつ、仮名処理の基準や運用の在り方について不断の見直しをしていくということが期待される旨を記載しております。

それから、少し飛びまして資料の41ページ、第5の5(1)という項目になります。

「事後的な措置等の在り方」の項目において、また新たにイメージ図を設けております。事後的な是正は、訴訟関係者や利用者の申出に応じて、情報管理機関が第一次的な処理の後に仮名処理の修正等を行うものでございますが、前回会議の後「どの時点で誰がどのような申出をすることができるのか視覚的に分かるようにした方がよいのではないか」という御意見を頂きましたので、この部分に追記をしております。

そのほか、前回会議において頂いた御意見や、この間に頂いた御意見を適宜反映するとともに、素案の形式修正等を行い、また、結語について一案を作成しております。本日、更に御議論を頂きまして、お取りまとめいただけるようであれば、この報告書素案に基づいてパブリックコメントの手続に進むということを想定しております。事務局からは以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、ただ今御説明を頂きましたこの報告書の素案につきまして、修文の御意見、あるいはこれまで頂いた修文の御意見についての補足的な御説明、御意見でも結構ですので、お出しいただきたいと思っております。なお、先ほどもありましたように、この検討会も大詰めの段階に入っておりますので、修文の御意見につ

きましてはできるだけ可能な限りどの部分をどのような形に修正したらよいかということ具体的を御指摘いただければ大変助かります。それでは、どなたからでも結構ですので、また、特に部分も区切りませんので、どの点でも結構ですので、御指摘を頂ければと思います。米村委員お願いします。

米村委員：

米村でございます。まずは、様々な箇所について前回私の方で意見を申し上げましたが、その内容も含めて適切な修正をいただいたと思っております。基本的に前回までの議論の対象となった論点について、私の方では現状の報告書素案で特に問題はないのではないかと考えております。

そのことを一言申し上げた上で、修正ということではないのですが、書かれている内容についての確認をさせていただきたいと思っております。10ページの、「イメージ図」として書かれている箇所についてですが、ここで「利用者」という概念を使っておられる理由をお伺いしたいというのが基本的な趣旨です。これまでの議論では、「利活用機関」という表現を使っており、また最終的な利用者ないしエンドユーザーというような表現を用いることで二つの主体を区別して議論していたわけですが、ここではその二つの主体をあえて「利用者」という概念でくくっておられるということと、「一次的な利用者」「二次的な利用者」という言い方をされているというのが今までの議論とはやや違う表現を使っているところかと思っております。このようにされた理由をお聞かせいただきたいと思っております。

それと、イメージ図を見ますと、「利用者」というところに情報管理機関からの矢印が出ている一方で、「一次的な利用者」「二次的な利用者」というのはその下に書かれていて、このような図にしたのも恐らく理由があつてのことだろうと思うのですが、正直私がこれを見たときには、何なんだこれは、という印象を受けました。この図を見て、すぐに利用の具体的な在り方についてイメージしやすいという印象を余り持たなかったのです。この「一次的な利用者」「二次的な利用者」というのが上の「利用者」とどういう関係にあるのかが、かえってよく分からなくなっているという気がしまして、一次的利用者・二次的利用者という言葉を使うのであれば、そのままストレートに情報管理機関から「一次的な利用者」「二次的な利用者」に向けた矢印を書いていたで、二次的な利用者はいる場合とない場合があるということであれば、そのように括弧でくくるとか、あるいは何かそれと分かる注記をしていただくとか、そういう方が分かりやすいのではないかというような気がしましたので、その点も併せて伺えればと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、事務局の方よりこの説明をお願いいたします。

事務局：

事務局の石田でございます。まず、今回 10 ページの脚注 8 で、利用者の概念について若干の整理をさせていただきます。お尋ねのイメージ図において、利活用機関という用語を使わず利用者という用語で統一した趣旨は、情報管理機関から情報の提供を受ける者というのが、何か一部の者に限定されるのではないかという誤解を利活用機関という用語を用いた場合に与えてしまうのではないかというところがあり、広く利用者という概念で整理をしました。

もっとも、実際の情報の流れとしましては、従前イメージしていた主なユーザーとしてはデータベース会社等がまず情報を取得し、それを加工するなりしてエンドユーザーに届けるという 2 段階の情報の流れが実際には多くなるのではないかと想定されるため、一次的な利用者と二次的な利用者という記載をしております。この辺りは二次的な利用者という用語がこの報告書の中でも後に出てくる部分もありますので、このような形で実際の流れをイメージした記載を追記しているということになります。

事務局：

事務局の大久保でございます。補足ということで申し上げたいと思います。情報の流れとして一次的な利用者から二次的な利用者に行くという流れを想定しておりますが、ここであえて利用者というところに情報管理機関からの矢印を向けた理由は、一次的な利用者と二次的な利用者が必ずいっしょのわけではないということ、米村委員御指摘のとおりでございます。一次的な利用者の中には自分たちで分析・活用して、それを必ずしもほかの方に手渡すわけではないという方もいっしょののではないかとこのところでございます。ただ、情報の流れといったときに、一次的な利用者がある二次的な利用者へ流れていくと、その上で二次的な利用者が必ずあるわけではないということをもう少しうまく表現することができないかというのは委員御指摘のとおりでございますので、事務局においても工夫をしてみたいと思いますが、もし何かアイデア等ございましたら御意見を頂ければというところでございます。以上です。

山本座長：

米村委員いかがでしょうか。

米村委員：

今のお答えで十分納得いたしました。ありがとうございました。

山本座長：

御指摘ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。中原委員お願いいたします。

中原委員：

お送りいただいた素案では既に修正がされている点ですが、私が提案したことについて 2 点補足をさせていただきます。1 点目は、17 ページ以降、仮名処理の基準についてデフォルトルールという言葉が使われていましたが、法律家はデフォルトルールというのはよく使う言葉なのですが、多分一般には必ずしもなじみがなくて、法律家が使う場

合にも文脈に応じて違う意味で使っていたりするので望ましくないのではないか、端的にここでの文脈どおりの第一次的な処理の基準という言葉でよいのではないかということをご提案させていただいた次第です。

それから2点目は、直前の米村先生の御意見にも関わりますが、この報告書を改めて拝見した時に、二次的な利用者による不適正な利用の問題について無頓着ではないかというような印象を読み手に与えるのではないかということをご懸念しました。情報管理機関とその提供契約を結ぶ第一次的な利用者というのは、實際上、大口の機関ということが多く、悪用は考えにくくて、むしろプライバシー侵害等々の問題というのは二次利用者によって引き起こされることが多いのではないかと。そのときに二次利用者にコントロールを及ぼさなくてよいのかというような疑問が報告書を読んだ人に湧いてくるのではないかと思ったわけです。32ページの中頃に下線部がありますが「一次的な利用者から提供を受ける二次的な利用者を含め」という修正はその趣旨でありまして、一次的な利用者というのは悪用がされないように二次利用者と適切な契約を結ぶというのが望ましい、情報管理機関は二次利用者と適切な契約を結ぶという契約上の義務を、契約上一次利用者に課すというような形で、間接的にコントロールを及ぼすというようなことが考えられるという意味での修正として提案をさせていただいたわけでありまして。

以上2点、いずれも修正されていますので、あくまで補足という趣旨の発言です。ただ1点、今気付いたのですが、報告書案の中で「二次利用者」という言葉と「二次的な利用者」という言葉が混在しています。「二次利用者」という言葉は2か所ぐらい出てきます。「二次的な利用者」の方が適切なのだと思いますが、いずれにせよどちらかに統一した方がよいように思いました。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。趣旨について明確化していただきました。最後の点につきましては、全体を精査させていただいて、検索等をして統一的な表現になるように修正をさせていただきたいと思っております。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

ありがとうございます。修正いただいたところはいずれも前回コメントしたところに関係しますので、それに対する更なる応答をお伝えします。国は仮名化せず、地方公共団体は仮名化するというのは、国は法務大臣は一人ですのでよくて、自治体の場合は監査委員等もあり判断が難しいものもあるので、これは了解いたしました。

今度は25ページの裁量のところで、こちらはもう前回若干議論があったところですが、裁量があることによって情報管理機関の責任が重くなるのではないかと。つまりそこは裁量があるのだからよりその責任を追及されやすくなるのではないかというような懸念もあったように認識していますが、それは裁量の範囲でやっている限りにおいては同じように基準に従ってやっていて、適切な法令行為なので問題ないのだというのが基

本的な理屈であるとともに、恐らくこの裁量を行使する場面というのは、一見明らかに仮名化するのが不適切なような事案、何回か出てきていますが織田信長みたいなものについては仮名にしないといったような行使の仕方がほとんどだと思われるので、そういう意味で余り懸念する必要はないのではないかとというようなところでは。

今の一次的・二次的のところは、恐らくルールを作るに当たって利活用機関とそれ以外というふうに分けて記述をするわけではないので、一つの利用者という概念になったのではないかと思います。そうすると一次的・二次的だけではなくて、さらに三次・四次といった転々流通があり得るわけで、32 ページで二次的及びその先というふうを書くのか、図でも二次的より先まで書くのか、さらに言うと一次的な利用者から二次的な利用者に対して提供するときに気を付けるというのが永久にかかるのかというのは考えないといけないかというふうに思いました。

例えばこのデータベースから判例データベース会社が一次的利用者として裁判例を提供して、二次的な利用者である我々弁護士がそれを使うというのは、最も使われる使い方だと思えますが、当然ですがそこから我々は依頼者にそれを渡したりするわけでして、その際に一次的から二次的に渡される際の規範は、余り厳しい規範があるようにはなっておらず、法律に気を付けてね、ぐらいのことだとは思いますが、それを常にメモとして依頼者に出さなければいけないのかというのが一応論点としては出てきます。ルールをどうやって書いていくかの問題ではありますが、二次的以下と書くのか、二次的より先は何も特にないのだというふうに書くのかだけ皆で検討した方がよいかと思いました。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。板倉委員の最後の御指摘は修文の御意見と伺ってよいのでしょうか。その場合はどこをどういうふうに書けばよいかというアイデアが何かあればお出しただければと思います。

板倉委員：

二次的までしか義務を及ぼさない。つまりこれをどういうふうに書いていくかというのはかなり技術的なところにあると思うのですが、利用者の義務を書く際に、利用者は次の利用者に提供する際はこういうことに気を付けるようにしなさいというのが、その次の利用者も同じ条文で利用者として係るというのであれば、二次的以降もあるので、32 ページのところは、二次的それ以降も含むとか、二次的それから三次的・四次的もあるというのを書いておく必要があるかと思ったという話です。

山本座長：

分かりました。そうすると 32 ページの二次的な利用者も含めというところに何か注記をして。

板倉委員：

「それ以降も含む」とかですかね。

山本座長：

それ以降の利用者についても同様であるというような、何かそういうことを記載すべきだという御意見ということですね。

板倉委員：

そうですね。他方で、運用の際には二次的以降というのはデータベースと契約しないような人も含まれるので、そこを本当に記述できるのかという問題はあるとは思いました。

山本座長：

ありがとうございました。今の問題の点の御指摘について何かほかの委員等で御意見はございますでしょうか。宍戸委員お願いいたします。

宍戸委員：

東京大学の宍戸です。板倉委員がおっしゃることは大変ごもっともで、そうだなとお話を伺ってと思うと同時に、これは医療の分野における一次利用・二次利用に近いようなところもありまして、ここでは多分、一次利用者以外の方が二次利用者として多分説明しているのではないかと思います。あまり医療情報における一次利用・二次利用みたいなことを申しますと後で米村委員からいろいろお叱りを受けそうではございますが、その問題は置いておいて、その趣旨をむしろ注ではっきり書いた方がよいのではないかと思います。そうではなくて情報の転々流通の側面を見て、第一次的な受取り者、第二次的な受取り者、第三次的な受取り者とカウントしていってしまうと、正に板倉委員がおっしゃったように、二次的な情報の受取り者に対して一次的な情報の受取り者が何をしなければいけないか、三次に対して二次が、あるいは一次がというふうに、この情報のストリームにおける上流の人が何をしなければいけないかみたいなことになってしまいますので、ここでいう一次的な利用者というのは直に管理機関から受け取る人で、二次利用者というのはそれ以外のその先の人ということで一言言っておけばよいのではないかと思いますので、板倉先生の御専門の領域ですが、いかがでしょうか。

板倉委員：

今のような注であれば、それはそれで二次イコールn次ということで構わないと思います。ただ、ルールの定め方、最後のところは工夫が必要かとは思いました。

宍戸委員：

ありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございます。町村委員もこの点についての御意見でしょうか。

町村委員：

はい。板倉先生の御懸念を聞きながら思ったことなのですが、報告書を改めて探してみても利用者に係る義務というのがピンポイントで見当たらなかったのですが、具体的にどこを見ればよいのですかね。といいますのは、利用者が例えば匿名で利用できると

か、その情報について自由に利用できるとか、そういったような自由を保障するようなところがないと、場合によっては民事裁判情報ですので非常に懸念すべきコントロールというものも及ぼされる可能性もあるわけで、そうすると利用者に対する義務みたいなものが、もしピンポイントで重く掛かってくるのであれば、それは要注意かというふうに思いまして、今そういう意味で探していたのですが、どの辺を見ればよいですかね。

山本座長：

恐らく 31 ページの下の段辺りなのではないでしょうか。「利用者に対する直接の規律を設けることも考えられるのではないかと指摘があった」けれども、「しかしながら」と続いて、最終的に「利用者に対する直接の規律を設けるよりも、情報管理機関と利用者との間の提供契約を通じて保護を図るのが適切であると考えられる」というのがこの報告書の結論ということではないかと思いますが。

町村委員：

分かりました。そうすると、この情報管理機関の提供契約の締結ですが。

板倉委員：

横から恐縮ですが、24 ページのところに利用者とのやりとりの、ルールというほどではないのですが書いてあって、情報管理機関と利用者との間の提供契約という話の、注の 12 のところで「提供するに際しても」という、これが利用者から二次利用者に出すときに気を付けてねということだと思います。

山本座長：

ありがとうございます。

町村委員：

分かりました。いずれにしても二次利用者というのは直接情報管理機関からもらうわけではない人たち一般ということなのでしょうから、三次・四次・五次と考えられるとしても皆同じ二次利用者で、情報管理機関は直接にはそれにタッチしないということですね。

情報管理機関は一次的な利用者に対してコントロールを利かせるわけですが、そのときに一次的利用者が二次的利用者に渡すときの制約を余りきつくするような契約を設定してしまうと二次的利用者の利用の自由度が損なわれてしまうので、そこは気を付けないとならないのではないかと。要するに個人情報の観点でいうと安全管理措置みたいなものをギリギリと要求するような内容の契約にしまうと、これは二次的利用者の利用を阻害するということになりかねないので、そこは少し注意が必要かというふうに御説明を伺っていて思いました。この点については以上です。

山本座長：

ありがとうございます。先ほど私が 31 ページのところでお指摘したように、本来民事裁判情報は自由に利活用できるものでなければならないので、既存の制度に加えて、利用者に対する直接の規律を新設すべきでないという趣旨の中にもある程度それが表れ

ているかというふうに思いますが、いずれにしても今の御議論の中で、この二次的な利用者という概念につきましては、一次的な利用者を除くその他の利用者というところを広く含むものなのだとこのところで概ね御意見の一致があったように見受けられましたので、そのような内容を注記するというような取扱いでよろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、具体的な書き方については今後事務局と相談したいと思いますが、そのような趣旨で修正したいというふうに思います。それでは小町谷委員お願いいたします。

小町谷委員：

事務局の皆様におかれましては、議論を受けて適切に修正いただきましてありがとうございます。修正部分について私は特に意見はございません。1点だけもしも可能なら簡単に付け加えていただけないかという点がありまして、具体的に言いますと44ページの情報管理機関に対する監督等の在り方のすぐ上のウのところですが、事後的な措置について、一般の国民の方たちから「ここの部分は」というような申出があるときに、Webサイト上で申出ができるようにした上でというのは適切でそのとおりだと思うのですが、その前提として、どういう基準でこの仮名化が行われているのかということをおあらかじめ公表しておかないと、何でもかんでも事後的な措置の方に来てしまいかねません。一定の基準で情報管理機関がきちんとこういうふうにはしていますということは、事後的な措置に関連すると同時に、情報管理機関の業務が適正に行われているということを示すことにもなるので、どこに入れるか迷ったのですが、ウの「また、本検討会においては」の次でよいのではないかと考えています。仮名化の基準をおあらかじめ公表し、という形で事後的措置についてうんぬんという形でつなげていただければ、意見があったという中に入るかと思いました。

また、基準というのは基本的に事務所に備え置くという内容もあるのですが、それではこのデジタルということをおうたっている取りまとめにはそぐわないような気がしますので、公表はやはりWebサイト上なのかなというふうに思っております。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。今の小町谷委員の修正の御意見について、何かほかの委員から御意見等はございますでしょうか。あるいは事務局から何かございますか。

事務局：

石田です。御指摘ありがとうございました。そのように修正したいと思います。

山本座長：

多分御異論がない点だというふうに思いますので、それでは、今の小町谷委員の御指摘に従って、これも具体的に文言は精査したいと思います。その趣旨で修正をさせていただきます。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

どうもありがとうございます。私が本来発言をしたいのは、先ほど板倉先生が御指摘になった2点のうちの前半の部分、仮名処理基準の裁量に関わる部分なのですが、その前に、先ほど利用者の定義の話があり、二次的利用者というのはn次の利用者まで含むというふうに合意されましたが、そのことに関連して少し気付いたことだけ申し上げておきますと、事後的な措置等で仮名処理が訂正された場合、情報管理機関は既に情報の提供を受けたほかの利用者に対して適宜通知するということが報告書に書かれております。これはこれで必要なことだとは思いますが、これがn次の利用者の末端まで通知するというのでよいのかというやや疑問もあり、他方で例えばWebサイトで公表するというような、そうすれば確かに利用者だけではなく全国民が見られますが、それに適する情報であるかどうかというのもまた疑問もありますので、これは少なくとも第一次利用者に通知をすれば情報管理機関としては責任を果たしたということではよいのではないかと考えます。利用者の定義がだんだん厳密になってきましたので指摘しておきました。例えば42ページの上から5行目等にそういう話が出てまいります。ほかにもあるかもしれません。

本題の方に戻させていただきまして、私が申し上げたいのは25ページから27ページにかけて事務局でいろいろ御苦労いただいた所です。先ほど石田参事官の御説明でも27ページは両論併記だというふうにおっしゃっていただいたところですが、両方併記になっておまして議論を踏まえないとなかなか分かりにくい形になっています。要するに書かれていることの合意されている部分は、取りあえず制度を動かしはじめた頃はやや保守的に、言い換えれば仮名化する部分を多くして行って、それで運用の中で事後的処理の申出の状況とか、あるいは民事判決データベース化に対する社会の理解とか、そういうものを踏まえながら適切にそれを調整していく、つまり場合によっては仮名化処理の程度を狭めていくということもあり得るということだと思います。これについては合意されているという趣旨で書かれていると思いますし、私もそれでよいと思います。

論点は、それを管理機関における処理基準のレベルで行うか、つまり処理基準自体は当初は保守的にしておいて、その後に処理基準の改定によって緩和することもあるとするのか、あるいは処理基準自体は裁量的な書き方、前回板倉先生はバスケット条項というようなことおっしゃっていましたが、例えばそういうようなものも含めて裁量的な書き方をしておいて、その運用で初めはやや固めに、その内に緩やかにすることもあると。こういう運用を許すのかということであると理解しています。

これについて本当に委員の間での意見が分かれているのであれば仕方ありませんが、私の気持ちとしては、それは後者の方にしていただきたい。そういう意味でいうと、27ページの真ん中辺りの「もっとも」以下の部分を生かしていただいて、その前の「一律に仮名処理の対象とする基準を設けることもやむを得ない」という部分は採用しないということにさせていただけるとうれしいなと思います。

理由としては、一つは情報管理機関の責任ということで気になっているという御指摘なのですが、先ほども板倉先生の御発言にもありましたように裁量的基準を定めている以上はやはりそれが基準なので、それが法務省に認可されるわけですので、その裁量的基準に従っている限りはそれが必ずしも情報管理機関の責任ということにならないのではないかと。逆に問題があるといわれれば、それはその基準自体が問題だということになって、そうするとやはり保守的な基準を定めようという基準を定めようという責任というのはあり得るので、基準の定め方を固くしたからといって責任が生じないということにはならないのではないかと。ここは後半の運用で調整していくということにしていだけないかということなのです。

積極的にそう考える理由としては、基準の改定というのはそれなりに手間、コストが掛かります。認可を受けるのであればなおさらです。そうすると、当初の保守的な運用というのがかなり固定化してしまうということになりはしないかということを懸念しております。それは望ましくないのではないかとというのが積極的な理由です。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。2点の御指摘があったと思いますが、まず1点目の事後的な措置が講じられた場合に利用者に対する通知というのは、二次的な利用者を含めて全ての利用者に対しての通知を情報管理機関がするというのは実際上難しいだろうという、ここでの利用者に対する通知というのは一次利用者というものであれば基本的に十分ではないかという御指摘ですが、まずこの部分についてはいかがでしょうか。特段これはよろしゅうございましょうか。それでは、そこはそういうふうに明確化をさせていただきたいと思っております。

2点目は26ページから27ページにかけてのところ、二つの意見について両論併記の形になっているわけですが、言わばこの後ろの方の意見で統一的に書くということかどうかという御意見であるということかと思っておりますが、これについてはいかがでしょうか。特にこういう前段の意見というものも検討会の中では示されていたというふうに理解しますが、そのような御意見の方はおられないですか。あるいは事務局の方ではいかがでしょうか。

事務局：

事務局の石田でございます。先ほど両論併記と申し上げたのですが、厳密には3通りの考え方を整理したつもりでございまして、弊害として情報管理機関が責任追及を受けるリスクと、その判断に要するコストが増化するという懸念があるというときに、一つは裁量を持たせた基準を設けて裁量を行わせる、もう一つは基準自体に裁量の余地がないように画一的に定めておくというもので、3番目が、小塚先生に御示唆いただいたもので、基準自体は裁量を持たせて定めつつも、運用開始当初は裁量的な判断を行わず保守的に仮名処理をしていけば懸念は回避できるのではないかと。以上3つを

記載しております。小塚先生の御意見は、私が今申し上げたのでいうと2つ目の、裁量のない基準を設けるべきだという意見の委員がいなかったのではないかという御趣旨かと思いますが、懸念として示されたことを踏まえて論理的に考えていったときに、基準に裁量を設けないという考え方もあるかと思い、記載をしております。この辺りは皆様の御意見を踏まえて修正が必要か検討したいと思います。

山本座長：

この点についていかがでしょうか。御意見はございますか。板倉委員お願いします。

板倉委員：

ありがとうございます。先ほども申し上げたように、ここの裁量は主として誰が見てもこれを仮名化しているのは変でしょうというものを是正するためにあるわけでありまして、そこの裁量がないことによってその情報管理機関がやらないという理由を与えるのも、誰も責任を負わないけれども誰が見ても仮名化しなくてよいものが仮名化されているということになるので、不適切ではないかと思います。誰が見ても変だが誰もおかしくないですという制度になるのは変だと思うのです。基準を設定するときには情報管理機関の都合を聞くわけですが、できないことになっていきますからやりませんというのは絶対変だと言われると思いますから、裁量的判断を基準に入れることはあり得ないという説はなくしてしまってよいのではと私も思います。

山本座長：

ありがとうございます。ほかの委員からはいかがでしょうか。その点についてはそういう裁量がない、画一的な処理で行くべきであるという御意見は特にないと理解してよろしいでしょうか。ありがとうございます。そういうことですので、そういう考え方も考え方としてはもちろんあり得るけれども、検討会の中ではそういう裁量をなしにする御意見は必ずしもなかったというような整理でここをまとめていくということでもよろしいですかね。事務局はそれでまとめていくにあたって何か確認しておくべき事項とかはほかにありますか。

事務局：

石田です。ありがとうございます。では修文の方向で、具体的な修文は山本座長と御相談させていただきたいと思います。

山本座長：

具体的にどういうふうな書きぶりにするかということはまたありますが、趣旨としてはそのようなことで、この点はまとめさせていただくことにしたいと思います。ありがとうございます。それでは岩田委員お願いいたします。

岩田委員：

ありがとうございます。今回追加いただいた18ページと26ページの業務規程で処理基準を定めると記載いただいて、それ自体は全然構わないのですが、業務規程が認可を受けるものであるとか、後ろの方を見ると出てくるのですが、まだここを読んだ段階で

は若干分かりづらいなと思ひまして、もし可能であれば簡単な例を入れていただくとか注記いただくとしておいた方が、読まれる方には分かりやすいなと思つた次第です。以上になります。

山本座長：

ありがとうございました。ずっと前から読んでいくとこの業務規程の監督・認可のところは最後の方に出てくるので、それが出てくるところに、後ろを参照みたいな感じになろうかと思ひますが、そういう認可が出るものであるということをも確化していただくと、最初から読む人にとっては分かりやすいというのは御指摘のとおりかと思ひますので、そのような形で修文させていただくということによろしいでしょうか。ありがとうございました。ほかに修文等の御意見はございますでしょうか。概ねよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、基本的には御意見は出していただいたというふうに思ひますので、これまで頂いた御意見につきましては事務局の方で今の趣旨を踏まえた修文の作業をしていただいた上で、先ほどお話がありましたパブリックコメントを実施するということになろうかと思ひます。その趣旨についてはそれぞれ確認してまいりましたので、その御意見の趣旨を踏まえてそれを具体的にどのような文言で表現するか等、それから、それ以外の部分でもまたもう一回見直したところの字句の修正等が必要になることもあろうかと思ひますが、恐縮ですがそういったところのそういう形式的な修正等につきましては、座長である私と事務局の方に御一任いただきたいというふうに思ひますが、そういうことによろしゅうございましょうか

(「異議ありません」「異議ございません」の声あり。)

山本座長：

ありがとうございます。それでは、そのようなことで御異議がないというふうに承知いたしましたので、具体的な修文の反映及び字句の修正等については私と事務局の方で進めさせていただければと思ひます。ありがとうございました。以上でこの報告書素案については取りまとめをさせていただけたと思ひますが、先ほど申し上げたように、この報告書の修文ということではないのだけれども、何かこれは言っておきたいということ、今後の運用その他についても結構ですし、もう少し大きなお話でも結構ですが、議事録に留めておきたいというような御意見等がございましたら、この段階でお出しただければと思ひますが、いかがでしょうか。町村委員お願いします。

町村委員：

多くの御検討を頂いて非常に議論が煮詰まってきた、事務局の御苦勞を思うと非常に胸が熱くなる思ひであります。とても御苦勞様でした。まだまだこれからかもしれません。修文というほどではないけれども少し気にしているところを2点ほど申し上げたいと思ひます。

一つは、情報管理機関にしても、あるいは一次的な利用者にしても、判決文に適切な加工をするということで付加価値を付けるわけですね。情報管理機関が付ける付加価値というのはそんなに大したものではないとは思いますが、一次的な利用者、とりわけ出版社とかデータベース会社等は多くの人が自由にアクセスできるような環境を整えるということです。当然自社の製品を売るために非常に良いものにしていこうというインセンティブが働くわけでありまして、その付加価値を付けたデータベースというものについては、権利がどれほど認められるのかというところが一つの関心事かと思うわけです。もちろん判決文それ自体に著作権はないわけですが、書籍であっても版面権という言葉がかつてあったように、一定の形にすると形にしたことについての権利を常に主張されることになるので、そういうのがどこまで認められるようになるのかというところは一つ気になる場所です。恐らく情報管理機関は仮名処理をしたとしても何の権利も発生しないものというふうに理解してもよいのではないかといい思いますし、一次的利用者もただそれを横流しするだけの機関であるとすればそういうものかもしれませんが、データベース会社が工夫を凝らしたものについての権利の在り方というのは、とりわけ判決情報についてはそれなりのものとして考えていく必要があるかと思っています。自由な利用との調整ということもありますし、というのがまず第1点。

第2点は、今の話とも関連するのかもしれませんが、判例情報が20万件毎年出てくると。1年やれば今まで蓄積したものぐらいい出てくるわけなのですが、それをどのようにして利用するかということについては、アイデア出し、あるいは実験みたいなものやれるようになるとよいなど。それはこの情報管理機関が出来上がって提供する以前の段階で様々な試行錯誤ができるとよいなど。そういう音頭取りをどこかがやってくれるとよいなどと思っています。これはオブザーバーで参加しておられるデジタル庁等が率先してやりたいような分野ではないかというふうに思うわけでありまして、そういうところもインセンティブが働くようなことになると、このデータベース化、オープンデータ化にむけた機運がますます高まっていくのではないかと期待しております。以上2点でした。

山本座長：

ありがとうございました。それでは増田委員お願いいたします。

増田委員：

取りまとめ本当にありがとうございました。今回の会議に参加するに当たって私の立場からすると、例えば民事判決情報を消費生活相談員が利用しやすくなる、あるいはADRが非常に活用されるようになってきていますので、必ずしも法律家ではない者が参加しているような状況の中で活用できるということが非常に有効だというふうに思います。

一方で、このデータベースが利用されやすくなるということで、国民の裁判をするハードルが高くなるようにするために必要なことを手当てしていただきたいというふうに思って参加させていただきました。そういう中で私の懸念する点について様々御配慮いただいたというふうに思っております。今後、訴訟関係者のプライバシーとか、それから、ほかの情報と合わせて個人の名前や住所が特定できることについては、今までとは違うレベルでたやすくなる可能性があるのではないかというふうにも思いますので、秘匿制度であるとか閲覧制限等について、やはり裁判の中で今までより丁寧に御説明いただくことが必要だというふうに思います。

それから、事後的措置に関しましても、そういう制度があるということを分かりやすく丁寧に説明していただくということが同時にされる必要があるというふうに思いますので、運用においてぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。宍戸委員お願ひいたします。

宍戸委員：

東京大学の宍戸でございます。まず、今回報告書案をこういう形での確に取りまとめでいただいたということに事務局、それから座長に御礼を申し上げたいと思ひます。また、オブザーバーで御参加の関係機関にも御礼を申し上げたいと思ひます。

前回最後の方に、結語はやはりこれは司法のDXの基礎となる話なので大事だということを書いたらよいのではないですかと申し上げたところ、これもすぐ書いていただいて、検討会のメンバーも同じような思いであるということであるのであれば、これは大変よかったですと思ひます。

民事裁判情報の活用については、これはいろいろな使い方が今後出てくるものと思ひます。引っ張って申し訳ございませんが、私自身の巻き込まれ案件に関連して申しますと、例えばインターネット上での権利侵害情報に対して、プラットフォーム事業者等に対して一定の対応をお願いしたりするといった場合に、海外のプラットフォームであるといったしますと、日本の名誉棄損等を分析してAIで解析する、あるいは日本の研究者がそういったものを提供するということによって、効果的なコンテンツモデレーションが進むのではないかとといったような、今後様々な公共的な民事裁判情報の利用が考えられるところではないかと、私自身は期待をしております。

一方、増田委員の御指摘のとおり、それによって様々な問題点が出てくる。これは本来的には民事裁判そのものの問題ではなくて、およそデジタル化が一般に進んでくると、世の中に本来流通すべき公共的な情報がデジタルという形で大量に、また迅速に、保存・分析できる形で流通することに伴って出てくる問題であり、これは正にデジタル庁あるいは個人情報保護委員会等で考えていく問題もあれば、デジタル化以前の裁判の在り方によって問題とはならなかったのだけれども、デジタル化によってこれまでの裁判の公開という憲法上の大原則を前提としつつ、なお見直すべきところがあるので

はないかといった課題が結局出てくるということになると思います。それが司法のデジタル化の最前線の論点になるのだらうと思います。

つきましては、何度か私がこれまで申し上げてきたことですが、現実の運用に当たりますと、法曹三者、それから、最終的な法曹三者が仕えている裁判制度の利用者である人々、またあるいは我々研究者もそうかもしれませんが、その間でこの民事裁判情報のデータベース化をして、そしてそれが活用されてくる中で、どういう問題や新しい課題、あるいはどういう新しい可能性があるか、そしてそれが民事裁判制度にどういうインプリケーションを持ち、必要な場合には基本法制あるいは裁判の在り方にどう跳ね返っていくかということについて議論する場が持たれることが適切ではないかと思っておりますので、この点を申し上げておきたいと思っております。

もう一点。これも増田委員がおっしゃったことではあるのですが、今回この報告書という形で書かれているものとは別に、現実の運用に当たってこういう点が望ましいのではないか、こういう点を気にすべきでないか等々の御意見がかなり多くいろいろ示されたところ、それを今後、第一次的には管理機関ですが、それ以外にもこの報告書においては管理機関を監督することになる法務省において、運用においていろいろ気を付けるべき論点について、いくつも有用な知見があると思っております。一度報告書をパブリックコメントにかけると同時に、議事録内でこういった点があったということは一度事務局において精査いただいて、例えば将来管理機関が設置されるに至る認定の条件としてこうだとか、あるいは今後管理機関が立ち上がった時に、自分たちが業務規程等を定める際に、こういう議論があったからここを注意しといた方がよいなというものとして申し送るものを少し整理しておかれるとよいのではないかと思った次第でございます。長くなりましたが私からは以上です。ありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは米村委員お願いいたします。

米村委員：

米村でございます。私からも2点ほど、今後御検討いただきたい内容として申し上げたいと思っております。まず第1点は、比較的技術的な点に関わりますが、情報管理機関に対する規制の在り方についてです。このスキームをうまく機能させるためには、情報管理機関に対する規制を十全なものにする必要があるということは言うまでもないわけですが、他方で、これは前回も申し上げたことですが、情報管理機関に手を挙げてくれるところが全く出てこないとするこのスキーム全体が成り立たないということもありますので、余りに過剰な規制というのはいかがなものかという気がしているところです。

次世代医療基盤法の運用を参照するというのが今回の報告書の中でも部分的に行われているわけですが、これはいろいろな見方がありますので一概にいうことはできないかもしれませんが、次世代医療基盤法の方では事業者規制がかなり強化された形で組み込まれておりまして、その結果なのかどうか分かりませんが認定事業者がかなり少ない

という状況が現在発生しております。次世代医療基盤法についてはまた違う状況もあつてのことですので、単純比較はもちろんできないのですが、過剰な規制、特に事業者の組織構造とか経営体制とか、そういうことについての条件を厳しく入れ込んでいくと、そもそも情報管理機関になってくれるところが出てこなくなるというおそれもあると思いますので、余りそういった法人本体規制と見まがうような経営状況のような事項についての規制は入れない方がよいのではないかと個人的には思っております。しかし、その点も含めてどのような規制が適切なのかは、ぜひ更に御検討いただければと思っております。

いずれにしても、情報管理機関の規制の在り方は極めて重要であります。先ほど裁量的判断の議論がかなりありましたが、情報管理機関が自ら判断しなければならないという側面もあり、何から何まで役所の指揮・指導に服するというようなこともまた適切でないと思いますので、きちんと自律的な判断ができる機関を選定することができるような規制の枠組みだとよいかと思っております。それが1点目です。

それからもう1点はもう少し大きな話かもしれないのですが、今回に至る検討の中でいくつも、一次的な基準では解決がつかないので事後的是正措置に任せるというような議論もあり、また、制度運用開始当初の段階ではこのような形の規制にせざるを得ないという議論もあったと思います。いずれも今後の運用状況を見ながら、当事者からの事後的是正措置に委ねる、あるいは幅広い国民の皆さんからの御意見を踏まえた制度改正を経て、更により良いものにしていく、そういうような発想だったのだらうと思えます。それは非常によく分かる発想ですし、良いことだと思うわけですが、それがうまく成立するためには、国民の皆さんにこの制度の意義をよく理解していただいて、その制度の不備をきちんと御指摘いただくというプロセスがなければならないだらうと思うのです。

私が一番懸念しておりましたのは、「保守的」という言い方があってよろしくない表現ではないかという議論もあったと思うのですが、とにかくこういう新しい問題を検討する際には、従来の権利保護的な発想が強くなり、もちろん権利保護が悪いわけではなく権利保護は大変大事なのですが、しかしその立場から既存の個人情報保護法の仕組みを当然に維持するべきだというような立場がどちらかというと優勢になりがちで、結局新しい制度枠組みを導入すること自体の足かせになる、あるいは、少し違う仕組みを導入しようとしても結局実現できず従来と同様の仕組みしか残っていないというようなことが、ほかの社会分野ではかなり多く見られるように思います。

この民事判決のデータベース化がそのような道をたどることがないようにぜひしていただきたいと思っておりますので、国民の皆さんに、これは個人情報保護法の枠組みとは別の制度を新たに日本の中で育てていくのだという意識を持っていただく。それによって多くの御意見を、当事者の皆さんからの事後的是正措置ももちろんですが、それ以外の関係者、マスコミや評論家、専門家のような人たちも含めて、国民の様々な幅広い意見を

今後も引き続き出していただいて、運用の中で改めていくということを可能にするようなやり方をしていただくことが大変重要かというように思います。ぜひそういう形で広く国民の皆さんから御意見を出していただけるようなチャンネルを法務省の側で用意していただくことも含めて、この制度を今後の日本の社会の中で運用を通じて育てていくというような形が、国民の皆さんの御理解のもとに共有されることを望んでおります。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは異委員お願いいたします。

異委員：

異でございます。私からも3点ございます。1点目は、今回の取りまとめの冒頭と結語に関係するのですが、そこにあるとおり、民事判決情報に限らず、裁判書の公開というのは、司法の民主化等といった公法学上重要なテーマに深く関わっており、それが取りまとめの中でも明示されたというのは非常に重要だと思っております。宍戸委員がおっしゃっていたように、公法学の側で解決しなければいけない理論的な課題はたくさんあるのですが、裁判情報のオープンデータ化に向けた制度が実際に仕込まれることで、この種の議論が更に発展するというのを私としては期待しております、自分もきちんと参画していこうと思っている次第でございます。

2点目は、米村委員と増田委員がおっしゃっていたことと関係すると思うのですが、実際にこの制度がうまくいくかどうかというのは、やはり運用しながら必要な改善を加えていくことができるかという点に懸かっていると思います。検討会で何度か申し上げたとおり、こういう仕組みが発足しているということをやはり国民に広く周知する必要があると思っております。これは利害関係人に事後的是正措置があるということを知らせるという教示のようなものを超えて、やはり国民全体がこの仕組みのことを知って、裁判書が公開されて、それを通じて法の支配に関する議論を国民一人ひとりがきちんとできるようになるという、先に述べた司法の民主化の基礎を、やはりちゃんと周知することが非常に重要だろうと思っているところでございます。

3点目は、この検討会のイシューとは別になるのですが、私自身の専門は行政法ですので、行政保有情報のオープンデータ化との関係でもこの制度が非常に大きな意味を持つと思っております。行政の場合は裁判所と違ってオープンデータも行政機関の職責、所掌事務・任務として素直に位置付けられると思うのですが、現状は公文書の管理の電子化・オンライン化が、オープンデータにシームレスにつながるということにはなっておらず、余り議論が進んでいないところなのですけれども、民事判決情報について司法事務の電子化・オンライン化とつながる形で民事判決情報のオープンデータ化が進むというのは、行政分野にとっても非常に大きな意味を持つと思いますので、その点も付言しておきたいと思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは湯浅委員お願いいたします。

湯浅委員：

明治大学の湯浅でございます。ほかの委員の皆様と同じでございますが、ここまで取りまとめに大変御苦勞いただきました事務局に御礼を申し上げたいと思いますし、また、座長の山本先生にも御礼を申し上げたいと思います。その上で2点申し上げておきたいと思いますが、1点目は、既にほかの委員の皆様からも御指摘がございますが、これで終わりということではなくて、今後さらに継続的検討を行っていく必要があることがかかり残されている点でございます。例えば、今ちょうど異委員が御発言になりましたが、今後これを政府全体のデジタル化に合わせて、いわゆるベースレジストリに載せていくかどうかの検討ということも必要になってくると思いますし、あるいはそれに合わせて加工方法というものもまた変えていく必要があるかもしれない。そういう点についての継続的な検討が必要であろうというふうに思っております。

それから2点目は、安全管理措置につきましては事務局にも御尽力を頂きまして、情報管理機関に対する安全管理措置の要求を厳格に入れていただいたと思っております。他方で、一番懸念されるのはやはり加工前のところの言わば生の情報の取扱いでございます。どんなに優れた情報を提供できても、万が一この加工前情報が漏れるというようなインシデントが生じますと、この制度全体への国民の大きな不信感を招くということが予想されます。そのことを考えますと、主に法的な論点を検討する場であるこの場で、余り技術的なことに言及するのは適切でないのかもしれませんが、安全管理措置あるいは今後の技術的な推移を踏まえて、この種のデータを自前で持つておくのがよいのか、それともクラウドに置いた方がよいのかとか、そういう点も踏まえまして、技術的な検討を、これも不断に続けていただく必要がございます。そういう点では、恐らく法務省の継続的な関与が必要になってくると思いますので、その点をお願いしておきたいと思っております。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

毎回たくさん発言させていただき、真摯に検討いただきました委員の皆様、事務局の皆様、ありがとうございました。先ほど宍戸先生がおっしゃったように、いろんな議論があつて報告書にもないところもありますので、ぜひ整理していただいて、15ページ以下ですね、一つ今回ペンディングになっているのは、システム上無理があるところは、余りこの会議でも無理を言わなかったのに入っていない裁判の種類があるということです。これは残っていますし、しっかり書いていただきましたが、執行、保全、倒産、家事、そういうものも残っておりますし、皆恐ろしいので言いませんでしたが宍戸先生がおっしゃったように司法のIT化ということだと刑事判決もありますので、宿題になっておりますと言って引き継いでいただけるとよいかと思っております。

何を収録するのかというのはデータベースとしては最も重要な部分だと思いますが、多ければ多いほど巽先生もおっしゃったようにそれは国民のところに情報が返ってくるということにもなります。刑事等は判決書に基づかずに言い渡しますし、判決書自体を当事者がもらっていなかったりもすると思いますので、非常に宿題としてはたくさんありますが、これはもう議論していかなければいけない皆の宿題だと思っていますので、ぜひ引き続きよろしくお願いします。ありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

もう発言をしないでおこうかと思ったのですが、皆様がいろいろ重要なことを御指摘になるので私も一言二言申し上げます。最初に、事務局は本当に取りまとめに御尽力いただきまして、各委員のそれぞれ個性の強い意見をこのような形にまとめていただいたことを本当に感謝しております。ありがとうございます。

それで発言は2点にまとめたいと思いますが、1つ目は、米村先生と巽先生が言われたことを私もサポートし強調しておきたいと思います。つまり、民事判決のデータベース化というのは単に何か情報を公開しますという話ではなくて、やはり日本というこの国における司法の在り方を改めて強固にしていくための取組だということです。司法のDXのスタートラインだというふうに結語に書かれていますが、DXというのは変えていくトランスフォーメーションということであると同時に、変えていった先は何かというと、本来あるべき司法の機能をより強化し、そして日本の民主的な国家の在り方の中にきちんと組み込んでいくということで、そのための仕組みであるということは、これはどれほど強調し過ぎても強調し過ぎることはないと思っています。

2つ目は、かなりレベルが下がりました、湯淺先生が言われたことに関係しますが、具体的にどういう形でデータのやりとりがなされ業務が流れていくかということは今度は考えなければいけないということです。この報告書にまとめられたのは結局制度の枠組みでして、これを実際の業務に落とししていくときにどうしたらよいかと現場で悩むことは多々あります。それはまた適切に一つずつ解決していかなければいけませんので、情報管理機関になってみようかというふうにお考えの主体とか、それから、今回の取組が民事判決のIT化・デジタル化との関連であることからしますと、裁判所との間で、やはり十分に対話をしていただく必要があるでしょうし、そのためには法務省にやはり適切なサポートを頂かなければいけない。そういう中で具体的にどういう形でデータが受け渡され、どのような作業を経て最終的なデータベースの構築そして提供になるのかということ、今後は考えていかなければいけないということを指摘させていただきたいと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは鹿島委員お願いいたします。

鹿島委員：

報告書の取りまとめに関して少しコメントを述べさせていただきたいと思います。本来にありがとうございました。ほかの先生方も述べられている点と同様でありまして、何か特段目新しいことを申し上げるわけではないのですが、これまでこういった民事判決情報の公開の効果について様々な言及はされてきたかと思うのですが、これまで公開されてきていない全体の9割以上の判決情報が公開されることの影響というのは、良いも悪いも予見ができない部分が多々あるのではないかと考えております。一般論としてインターネットで一度世に出てしまった情報は消えないという視点自体は持ち続ける必要があると考えております。

先ほど増田委員の方でも触れられておりましたが、裁判へのハードルが高くなるという懸念は、この検討会が設置された際にネットニュースに対して実際そのようなコメントが付いていたというのは私も拝見をしております。一方で、先ほど先生方が言及されていたように、新たな制度とか仕組みの先駆けとなる制度ということになるかと思しますので、これらの社会的な意義と併せて正しい情報というのを広報していく必要があると考えております。判決情報が公共財であるという以上は、この制度の運用に関して制度周知や広報等も含めて、この検討会のように様々な立場の人々の手によってこの制度が育てられていく必要があると感じております。司法書士も裁判に携わる職の一つとなりますので、こういった制度にこれから携わる自覚というものを持って関わってまいりたいと考えております。以上です。ありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。ほかに御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。全体的なところに関わる制度の在り方についての大きな点から、制度ができた後の運用についてまで、様々な有益な御意見、御示唆を頂けたのではないかと思います。これにつきましては議事録の中に留めさせていただいて、今後の関係の皆様方にはぜひ参考にしていただければというふうに思います。それでは、本日の御議論はこの程度とさせていただきますと思いますが、連絡事項等につきまして事務局の方からお願いいたします。

事務局：

事務局の石田でございます。事務局から委員の交代について御連絡申し上げます。日本弁護士連合会の推薦により委員を務めいただいております杉村亜紀子委員ですが、御異動に伴いまして交代される旨の御連絡を頂いております。次回の会議から井崎淳二弁護士に委員をお務めいただく予定でございます。委員の皆様におかれましては御承知おきいただきますようお願い申し上げます。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。杉村委員におかれましては、この最初の方に行っていただいた海外事例の御報告等も含めまして、第1回の会合から長期にわたりまして御参加を頂

いてきたところでありまして、今回御異動ということで残念ではございますが、本日まで大変ありがとうございました。もし杉村委員から一言お願いできればと思いますが。

杉村委員：

杉村でございます。発言の機会を頂きましてありがとうございます。まず、本日の取りまとめに当たりまして御尽力をずっと頂いておりました山本先生をはじめ事務局の皆様や、ここにいらっしゃる委員、幹事の皆様、関係者の皆様の御努力に本当に感謝しております。ありがとうございます。

また、私がこの委員にならせていただきましたのは、日弁連の事務次長という役職に就いている関係で携わらせていただきました。検討会の初回の際に、このデータベース化が始まることで裁判実務にかなり影響が出て、かなり私たち弁護士の業務というものも変わっていくのではないかという発言をさせていただきました。先ほどの先生方の御発言の中にもそういった点ですとか、増田委員の方からは丁寧な御説明をという中に当然その説明をするのは弁護士の役割もあるだろうとも考えながらお聞きしておりました。宍戸先生から法曹三者への宿題等も頂いておまして、委員という立場での関与はこれで終わりになりますが、一弁護士であったり、これから司法を担うものとして、あるいは弁護士会、日弁連の中で、また、この制度を作っていく、運用していく中で、自分ができることは何かあるかと考えながら聞かせていただいております。今後とも何らかの形で携わらせていただければと思っております。今日まで本当にお世話になり、ありがとうございました。

山本座長：

杉村委員、ありがとうございました。改めて御礼を申し上げますとともに、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

杉村委員：

よろしく願いいたします。

山本座長：

それでは、事務局から今後の日程等について御説明を頂ければと思います。

事務局：

事務局の石田です。次回以降の会議の予定につきましては、お配りしております会議用資料のとおりとなっております。議事の詳細等につきましては、後日事務局から御連絡させていただきます。以上になります。

山本座長：

ということですので、何か今回で最終回というような感じになったように思いますが、もちろんそうではありませんので、今後は先ほどお話があったパブリックコメントが予定されております。そこでどのような御意見が出てくるのか、私自身も大変興味深く思っているところで、先ほど来委員の皆様方からもできるだけ多くの将来的に利用者になるような方々からいろんな御意見が出るようなことにしていく必要があるので

はないかという御指摘もあったところですので、ぜひパブリックコメントでいろんな御意見が出てくるような形で、いろいろな工夫、広報等を含めてお願いをしたいというふうに考えている次第であります。

それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。本日も長時間にわたりまして、特にこの報告書素案について取りまとめを頂きまして、誠にありがとうございました。次回以降もどうかよろしくお願いをいたします。